

2015年7月

※本プログラムへの参加については、個別対応が必要となるため、応募を検討する学生は、本募集要項を確認した上で、2015年8月24日(月)11時までに、学務部国際課海外留学担当へ問い合わせること。

平成27年度 UMAP 多大学間学生交換プログラム 第I期募集要項

本募集要項は、本学が大学間交流協定を結んでいる、アジア太平洋大学交流機構 (University Mobility in Asia and the Pacific (以下「UMAP」という。)) 実施の多大学間学生交換プログラム (UMAP Multilateral Exchange (UME) (以下「プログラムA」という。)) への参加を希望する学生の募集について定めるものである。

なお、UMAP 及び UMAP 参加大学、また UMAP 加盟国・地域の事情により、以下の情報は、予告なく変更となる場合がある。

1. 募集定員

各大学原則2名(年2回の募集の合計。例年、秋入学を2月頃に募集し、春入学を8月頃に募集。)

※募集人数は UMAP 参加大学によって異なる。本学からの派遣数は、秋入学と春入学の2回の募集を合わせて原則2名であるが、5名まで受入が認められる場合もある。

2. 留学先として選択できる大学

留学先として選択できる UMAP 参加大学は、募集の都度異なる。詳細は、別紙を参照のこと。

3. 留学の期間及び在籍身分

(1) 留学期間は、原則として平成28年2～3月頃から、1学期間又は2学期間とする。*

(2) 留学する学生の本学での在籍身分は「留学」であり、休学による留学は認められない。留学先大学においては、学位の取得を目的としない学生として取り扱われる。

※留学開始時期は、大学によって異なる。詳細は、各大学のファクトシートに記載の授業暦を参照のこと。

4. 応募資格

本学の正規課程に在籍する学生で、以下(1)～(5)の条件を、全て満たした者とする。

- (1) 本学の正規学部生又は正規大学院生(ただし、大学院生(現地の大学院へ留学する場合)及び外国籍を有する学生については、条件が異なる場合があるため、応募前に必ず学務部国際課(以下「国際課」という。)へ問い合わせること)
- (2) 学業成績及び人格等に優れている者
- (3) 留学の目的及び計画が明確で、プログラムへの参加が、教育上有益と認められる者
- (4) 留学に必要な査証(以下「ビザ」という。)が確実に取得でき、指定された期間に渡航可能な者
- (5) プログラム終了後、本学に戻り学業を継続する者又は本学の学位を取得する者

5. 語学要件

UMAP 参加大学によって異なるため、各ファクトシートで確認すること。語学要件を定めている場合は、出願時点で要件を満たしている必要があるが、免除される場合もある。

なお、授業は原則として英語で行われるため、語学要件が課されない場合も、英語で履修し、単位を取得できる程度の英語力が必要とされる。(但し、メキシコ等のスペイン語圏については、多くの大学がスペイン語で授業を実施するとしている。)

(参考) 以下は、過去の留学先大学が定めている語学要件である。(大学によって異なるため、あくまで参考情報である。)

大学名	TOEFL <u>iBT</u>	IELTS (<u>academic module</u>)
タイ・チュラロンコン大学	79 以上	6.0 以上
マレーシア・テイラーズ大学		6.5 以上

※両大学とも、交渉の結果、語学要件は免除されている。

6. 成績要件

UMAP 参加大学によっては、出願の際に成績要件を課す場合があり、入学の可否に影響の出る可能性がある。

7. 応募方法

プログラム A に応募する者は、以下 (1) ~ (8) の書類を、提出期限までに国際課へ提出すること。以降の手続きなどについては、追って通知する。

<応募書類>

- (1) プログラム A 申請書 (様式 1, 和文) ※¹・²
…フォーマットやページ数は変更しないこと。
- (2) UMAP Student Application Form (様式 2, 英文) ※¹
…優先順位をつけて複数の希望大学を記載することができる。但し、1 か国につき 1 大学。第 1 希望の大学に推薦されるとは限らない。希望しない大学は記載しないこと (8 (2) 参照)。また、フォーマットやページ数は変更しないこと。メールアドレスは必ずパソコンのアドレスを記載のこと。
- (3) 指導教員推薦書 (様式 3, 英文) ※¹・²
…ページ数指定なし。
- (4) 在学証明書 (日英併記, 1 部) ※³
- (5) 直近の成績証明書 (和文・英文 各 1 部) ※³
- (6) 交換留学志望理由書 (様式自由, 和文) ※¹
…1,000 字以内 (A4 用紙 1 枚使用, 必ず氏名を明記すること)
- (7) TOEFL iBT, 又は IELTS(academic module)スコアレポートの写し※⁴

(8) 留学を希望する UMAP 参加大学のファクトシート ※5

※1 パソコンでの作成，手書きのいずれでも良い。

※2 必ず「英語で履修し，単位を取得できる程度の英語力が認められる」旨，記入されている必要がある。指導教員を持たない場合は，学年担当教員等からの推薦書を提出すること。

※3 各自で所属学部・研究科学務係又は学務部学生支援課，もしくは教務課にある端末で印刷すること（厳封不要）。
なお，前年度の成績を持たない者（例：学部1年生）については，提出不要とする。

※4 いずれも有しない場合は，その他の英語能力試験の写し（TOEIC，英検などの結果）を必ず提出すること

※5 ファクトシートのダウンロード方法等，詳細については別紙を参照のこと。

< 提出期限 >

平成 27 年 9 月 4 日（金）15:00

※締切を過ぎた場合は UMAP 事務局へ申請できない可能性があるため，締切厳守のこと。

< 提出宛先 >

学務部国際課 海外留学担当

なお，郵送で提出する場合は，提出期限必着となるよう送付すること。

➤ 郵送宛先：〒950-2181 新潟県新潟市西区五十嵐 2 の町 8050
新潟大学 学務部国際課 海外留学担当

8. 選考方法

(1) 学内選考

選考は，書類審査及び必要に応じて面接審査により行う。

※学内選考に合格した者を，9 月下旬頃までに，UMAP へ応募書類を提出する予定である。

(2) UMAP 事務局による推薦

UMAP 事務局が，学生の希望大学のいずれかにその学生を推薦する（10 月頃の予定）。

UMAP 事務局では，できるだけ多様な交換ができるように学生を推薦する大学を決めるため，第 1 希望の大学に推薦されるとは限らない。そのため，留学を希望しない大学は記載しないこと（英語で行われる授業で自分が履修したいものがどれだけあるか，大学周辺の治安はどうか等について，検討した上で希望大学を選定すること）。

結果などの連絡は，UMAP Student Application Form に記載した各自のメールアドレスへ通知されるので，定期的に確認すること。

(3) 留学を申請した大学による選考

UMAP 事務局から学生の推薦を受けた大学が，その大学の基準に基づいて書類選考を行う。その過程で，語学力を示す書類の提出等を求められることがある。

9. プログラム参加者の決定

最終的な受け入れの決定は、留学を申請した UMAP 参加大学から本人又は国際課宛に通知される。

10. 留学手続きについて

プログラム A への参加が決定した者は、留学を申請した UMAP 参加大学の定める締切期限までに、出願書類を提出しなければならない。出願後、当該大学からの最終的な入学許可を得た時点で、交換留学候補生とする。最終的な入学の可否については、当該大学の判断に基づく。

留学手続きについては、必要に応じて国際課がサポートするが、各自の責任の下に行う。国際課が実施する渡航前オリエンテーション（複数回）には、必ず参加するものとする。

なお、大使館査証部（ビザセクション）のストライキや、その他予期せぬトラブルなどにより、留学先大学が定める期間までに渡航できない場合がある。このようなやむを得ない事情により、留学を延期、又は中止しなければならない場合の責任は、本学は一切負わない。

留学手続きの方法やオリエンテーションの案内などについては、学務情報システムのメールアカウントへ通知されるため、定期的に確認すること。

11. 単位の認定

- (1) 留学先大学で取得した単位は、所属学部又は研究科の定めるところにより、単位の認定を申請することができる。詳細については、必ず所属する学部又は研究科で応募前に確認すること。
- (2) 留学期間は、本学の卒業に必要な在学期間として算入できる。

12. 費用について

プログラム A による派遣生は、以下の費用を負担しなければならない。

- (1) 本学の授業料（留学先大学での授業料は、協定に基づき原則として免除される）
- (2) 留学の準備にかかる費用（ビザ申請料など）
- (3) 留学先大学と自宅間の交通費、留学先国での交通費
- (4) 留学先大学における宿舍費、食費、その他の生活費
- (5) 留学先大学における履修科目の教材費など
- (6) 留学先大学又は留学先国で加入が義務づけられている留学生保険料、及び個人が任意で加入する場合の海外旅行保険料
- (7) その他、留学に関わる費用

13. 奨学金について

交換留学生は、給付型奨学金として、独立行政法人日本学生支援機構平成 27 年度海外留学支援制度（協定派遣）に申請することができる。合格又は仮合格した者で、受給を希望する者は所属学部又は研究科の学務係に申し出ること。

なお、貸与型奨学金制度（返還義務があるもの）については、日本学生支援機構の第二種奨学金（短期留学）がある。こちらについては、学生支援課奨学 支援係（五十嵐キャンパス・総合教育研究棟 1 F ①窓口 TEL: 025-262-7337）に問い合わせること。

14. 本件についての問い合わせ先

新潟大学学務部国際課（五十嵐キャンパス総合教育研究棟D棟3階）海外留学担当
メール：studyabroad@adm.niigata-u.ac.jp / 電話：025-262-7631

以上